

日本ESD学会誌編集委員会規程

(趣旨)

第1条 日本ESD学会(以下、「本学会」という)は、会則第3条第2号に基づき、日本ESD学会誌『ESD研究』(以下、「本誌」という。)を発行する。なお、本誌の英語表記は、Journal of ESD Researchとする。

(目的)

第2条(目的) 本規程は、本誌の編集および発行等に関する業務を行うために、本学会会則第18条に基づき、本誌編集委員会(以下、「本委員会」という。)の組織および運営等に必要な事項について定める。

(組織)

第3条 本委員会は、編集委員(以下、「委員」という。)若干名をもって組織する。委員は、正会員の中から編集担当理事の推薦により会長が委嘱する。

2. 本委員会に委員長をおく。委員長は編集担当理事のうち1名がこれにあたる。
3. 本委員会に副委員長をおく。副委員長は、委員の中から編集委員長が指名する。
4. 本委員会に編集幹事(以下、幹事)をおくことができる。幹事は、会則第19条に基づき評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員会)

第4条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 本委員会は、各年度2回以上を開催するものとする。ただし、急を要する場合や対面による会議が困難な場合には、通信による会議を行うことができるものとする。
3. 委員長が必要と認めた場合には、編集委員以外の者が出席し、意見を述べることができる。
4. 本委員会は、以下の事項について審議する。
 - ①本誌の編集および発行の方針・内容・計画に関すること
 - ②投稿論文等の受稿に関すること
 - ③査読および査読者の選定に関すること
 - ④投稿論文等の掲載の可否に関すること

⑤編集、投稿および査読等に関する規定等の制定や改廃に関すること

⑥その他、本誌の編集および発行等に関し必要な事項。

5. 本委員会での審議内容および審議結果については、議事録を作成し会長に報告する。議事録については、会長が必要と認める場合には評議員会の承認を得るとともに、本学会の事務局にて保管する。
6. 本委員会の運営に関して本規程に定めのない事項については、編集委員会で協議し、必要に応じて評議員会の承認を得る。

(正副委員長・委員・幹事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、その業務を統括する。また、任期終了時においては、任期中の活動報告を会長に提出し、次期編集委員長に引き継がなければならない。

2. 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、編集委員会に参加し、学会誌の企画・編集・刊行などに関する審議や運営管理を担う。
4. 幹事は、編集委員長と協力して、受稿論文の管理や業者との事務連絡などの編集事務を担う。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員は、任期終了後であっても、後任の委員が選任されるまでは、なおその任を行う。

2. 欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の承認を必要とする。

附則

1. 本規程は、2018年7月1日から施行する。